

# 富士市訪問型サービス（A）事業

健康づくりヘルパー

きらら富士ヘルパーセンター

## 重要事項説明書

当事業所が提供する富士市訪問型サービス（A）（以下「健康づくりヘルパー事業」という。）に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 法人概要

開設者の名称	社会福祉法人 県民厚生会
事業主事務所の所在地	〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198番地
電話番号・FAX番号	電話(054)646-6766 FAX(054)646-6755
法人の種別及び名称	社会福祉法人 県民厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	望月 忍

### 2. 事業所概要

事業所の名称	きらら富士ヘルパーセンター
事業所所在地	〒417-0808 富士市一色258-47番地
電話番号・FAX番号	電話(0545)23-1608 FAX(0545)23-1666
介護保険事業所番号	2272301488
指定年月日	平成20年1月1日
サービス提供地域	富士市
交通の便	東名高速富士インターから車で約10分。 バスの場合は茶ノ木平で下車徒歩5分

### 3. 事業所職員の概要

事業所の勤務体制は別紙Ⅰによる。

### 4. サービスの提供時間帯及び1回当たりの健康づくりヘルパーによるサービス時間

#### (1) 時間帯

時間帯	通常時間
平日・土・日・祭日	8:00～18:00

\*ヘルパーの調整ができない場合はご希望時間に提供できない場合もあります。

#### (2) 1回当たりの健康づくりヘルパーによるサービス時間

1回45分程度

## 5. 健康づくりヘルパー事業の運営方針

- (1) 利用者を担当する地域包括支援センターと十分な連携のもとにケアマネジメントB様式に添った自立支援の為の介護サービスを提供致します。
- (2) 必要に応じて利用者の個別援助計画を作成し、訪問を担当する複数の訪問介護員が共通のサービスを提供できるように致します。
- (3) 家族支援も考慮しながら、利用者の残存機能を活かし、家族と協力して利用者への介護を提供致します。

## 6. 利用料金

- (1) 当事業所の健康づくりヘルパー事業の提供（富士市介護予防・日常生活総合事業適用部分）に際し、利用者が負担する利用料金は、利用者の所得の状況に応じて、介護保険給付費の1割・2割又は3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。なお、サービス利用料金は、下記の表によります。基本料金は、所定単位に10,21円を乗じて得た金額です。

### 基本料金

訪問型独自サービスⅠ/2	823単位/月	週1回程度の利用
訪問型独自サービスⅡ/2	1,644単位/月	週2回程度の利用
訪問型独自サービスⅢ/2	2,609単位/月	週3回以上の利用が認められた方

(注) 1回当たりの健康づくりヘルパーによるサービス時間は45分程度です。

### (2) その他の費用

介護予防訪問介護を提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気や物品に関する費用は利用者の負担になります。買い物等の生活援助において、利用者の希望により訪問介護員の車を使用する場合は、1Kmにつき30円（税別）が自己負担となります。

### (3) 料金の支払い方法

利用料金は1か月（月末締め）ごとに計算し、翌月15日までに請求致します。ご契約時にご指定された金融機関口座より、毎月27日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に自動引き落としさせていただきます。それまでに契約時の口座へ振り込み下さい。

但し、あなたのご都合により、きららの指定する所定口座に振込みするか、現金によって27日までにお支払いできるものとします。なお、自動引き落としできなかった場合には、連絡いたしますので、前記の方法により至急お支払い下さい。

#### (4) その他

利用者の被保険者証に支払い方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの利用料金を償還払いとする旨の記載）があるときは、料金の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、後日、当該市町村の介護保険担当窓口に提出しての払い戻しを受けてください（富士市介護予防・日常生活総合事業の9割相当）。

### 7. サービスの利用方法

#### (1) 利用開始

利用者のケアプラン作成を担当している地域包括支援センターと連絡をとり、ケアプランに基づいてサービスを開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の3日前までに当事業所にご連絡ください。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、担当している地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所と連携をとり他の健康づくりヘルパー事業の利用が継続できるように万全を図ります。

##### ③ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

ア 利用者が介護保険施設に入居した場合

イ 利用者の要介護度が非該当（自立）と認定された場合

ウ 利用者が亡くなられた場合

#### (3) その他

① 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

② あなたがサービスの利用料を3か月以上滞納し、支払の催促を再三したにも関わらず支払われないとき、あなたが当事業所・職員・他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけるなどこの契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、あなたや家族などが反社会的団体と密接な関係があると認められた場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 8. サービスの内容

当事業所が利用者様に提供するサービスは、

- (1) 自立した日常生活を営むために、個々の目標に応じたサービスを別紙スケジュール表に従って提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等については、利用者やその家族にわかりやすいように説明します。
- (3) サービスの提供に用いる設備、器具等については原則として、ご自宅にあるものを使用させていただきます。

## 9. 担当の職員

- (1) 担当する訪問介護員は、サービス提供に支障がないように2人以上で対応します。
- (2) 職員は常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (3) 利用者はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。）
- (4) 当事業所は、利用者の担当の職員が退職する場合、または職員数の関係上変更せざるを得ない状況が生じた場合等の正当な理由がある場合には、担当を変更することがあります。

## 10. 緊急時の対応方法

訪問介護の提供中に利用者にて容態の変化があった場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡します。

主治医	病院名	医師氏名
	電話番号 ( )	—
緊急連絡先	氏名	
	電話番号 ( )	—

### 11. 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等、担当している地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、市区町村等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して取った措置について記録します。
- (2) 事故の原因がきららの責めに帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

## 1 2. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに対する相談・苦情及び要望等（以下「苦情」とします。）については、下記の窓口にて対応いたします。苦情については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めます。

### (1) きらら富士ヘルパーセンター 苦情窓口

苦情受付担当者	センター長	清水 知子	電 話	(0545) 23-1608
苦情解決責任者	施設長	望月 忍	電 話	(0545) 23-1608
			FAX	(0545) 23-1666

注) 苦情対応の基本手順

- ① 苦情の受付 ② 苦情の内容と確認 ③ 苦情解決責任者への報告
- ④ 情解決に向けた対応の実施 ⑤ 原因究明 ⑥ 再発防止・改善の措置
- ⑦ 苦情解決責任者への最終報告

### (2) きらら以外の苦情窓口

市区町村受付窓口

富士市役所 保健部 介護保険課	電 話	(0545) 55-2766
富士宮市 介護障害支援課	電 話	(0544) 22-1474
静岡県国民健康保険団体連合会	電 話	(054) 253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電 話	(054) 653-0840

## 1 3. 個人情報の使用について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、別紙（個人情報の取扱いに関する同意書）の場合には、事前に承諾なく個人情報を使用します。そのため、別紙の同意書に署名捺印の上、ご提出をお願い致します。

以上

改定日：平成 29 年 6 月 16 日  
改定日：平成 30 年 10 月 1 日  
改定日：平成 30 年 11 月 1 日  
改定日：平成 31 年 4 月 1 日  
改定日：令和 元年 5 月 7 日  
改定日：令和 元年 6 月 19 日  
改定日：令和 元年 8 月 1 日  
改定日：令和 元年 9 月 1 日  
改定日：令和 元年 10 月 1 日  
改定日：令和 2 年 1 月 1 日  
改定日：令和 2 年 4 月 1 日  
改定日：令和 2 年 7 月 1 日  
改定日：令和 2 年 11 月 1 日  
改定日：令和 3 年 2 月 1 日  
改定日：令和 3 年 4 月 1 日  
改定日：令和 3 年 6 月 18 日  
改定日：令和 3 年 8 月 1 日

令和 年 月 日

(きらら富士ヘルパーセンター)

健康づくりヘルパー事業の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

(事業所説明者)

所在地 〒417-0808 富士市一色258-47

名称 きらら富士ヘルパーセンター

説明者 職種 ( ) 氏 名 印

(利用者)

この説明書により健康づくりヘルパー事業に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 〒

氏 名 印

(代理人又は家族代表者)

利用者とのご関係

住 所 〒

氏 名 印

## 個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日

当法人が運営する事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元保証人もしくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、下記の場合には事前承諾なく個人情報を使用します。

- ① 介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施する為、サービス担当者会議等において使用する場合。
- ② 利用者が医療機関に受診又は入院する為、その医療機関に情報を提供する場合。
- ③ 市区町、その他の介護保険事業所等への情報提供や適切な在宅療養を受ける為、医療機関等への療養情報を提供する場合。
- ④ 当事業所の利用を終了し、他の事業所を紹介するなど援助を行うに際し、必要な情報を提供する場合。
- ⑤ 静岡県及び各市町等から介護サービスの維持や改善の為、基礎資料の提出を求められた場合。
- ⑥ 介護保険法等に定められた届出、報告（事故報告書等）を行う為、使用する場合。
- ⑦ 当施設で実習を行う者が報告書又は研究発表等の資料を作成する為、使用する場合。
- ⑧ 損害賠償保険の申請等する為、保険会社に必要な情報を提供する場合。
- ⑨ 法で定められた届出等する為、使用する場合。
- ⑩ 介護サービスの質の向上の為、学会・研究等で事例研究を発表する場合。  
尚、この場合は利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。
- ⑪ ①～⑩に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

社会福祉法人 県民厚生会

私は適切な介護等のサービスを受けるために、必要最低限度の範囲内で私及び私の家族に関する知り得た個人情報を、貴事業所の職員が上記の行為を行うことに同意します。

利用者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人又は家族代表者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_  
(利用者との関係)

きらら富士ヘルパーセンター

## 事業所職員の概要と勤務体制

令和3年8月1日現在

職 種	資 格	員 数	勤務体制	備 考
管理者 サービス提供責任者	介護福祉士	1人	常勤	
サービス提供責任者	介護福祉士	1人	常勤	
		2人	非常勤	
訪問介護員	介護福祉士	2人	常勤	
	介護福祉士	1人	非常勤	契約ヘルパー
	ヘルパー1級	1人	非常勤	契約ヘルパー
	ヘルパー2級 もしくは 介護職員養成 講座受講者	10人	非常勤	契約ヘルパー